

2015年10月2日

被保険者様
健保担当責任者様

パナソニック健康保険組合

災害により被災した被保険者に係る一部負担金等
および健康保険料の取り扱い等について

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
2015年台風第21号に係る被災状況にかんがみ、災害等による被災世帯の健康保険被保険者および被扶養者に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取り扱い等について、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

記

【 措置内容 】

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の免除
- ② 保険料の納期限の延長および納付猶予
- ③ 被災により被保険者証を紛失した場合の再交付

【 お問い合わせ先 】

パナソニック健康保険組合
保険業務部
給付課 担当：古元、適用課 担当：新谷
Pana-Van : 7-696-2426、2456
TEL 06-6992-5138、2100 (直通)

以上